

令和8年度工事請負随意契約一覧(200万円超)【見積合せを除く】

契約番号・種別	件名・工事箇所・工事概要	契約相手方の商号・住所	契約金額・工期	随意契約理由
世教建随第1号	世田谷区立用賀中学校外構改修工事	宇田川産業株式会社	17,050,000円	本件は「世田谷区立用賀中学校昇降機棟増築他改修工事(以下「本体工事」という。)」の付帯工事として既設建物を現在の建築基準法(関係規定含)へ適法化させるための改修工事(以下「付帯工事」という。)である。本体工事の設計を進める過程で、付帯工事が必要であることが判明した。付帯工事に係る設計及び図面作成等が完了したのは、令和7年11月の時点であり本体工事に含めることができなかった。また、建築基準法等の関係規定により、付帯工事は本体工事と同時に令和8年8月下旬までに完了している必要がある。用賀中学校敷地内には、民間の保育園が併設されていることに加え、夏季休業期間で体育館の空調増強工事も予定されており、本体工事の施工者は学校関係者、保育園設置者等と動線計画を調整しながら、工事を進めている。このような状況において、本体工事の施工者以外が付帯工事を行う場合、工事動線、学校関係者動線の複雑化から、交錯事故等のリスクが高まることが想定され、動線の調整、工事計画の策定に長期間を要するため、8月下旬までにしゅん工をすることができない。 以上のことから、8月下旬までに工事を完了させることができるのは本体工事の施工者である当該事業者以外にないため、随意契約に至ったもの。
建築工事	上用賀5-15-1	東京都世田谷区尾山台三丁目24番4号	令和8年5月19日～	
	正門改修工事、東側メッシュフェンス改修工事、正門電気錠設置工事		令和8年9月29日	
世教設随第1号	世田谷区立尾山台中学校パソコンルーム他改修電気設備工事	株式会社巧電社	9,894,500円	入札の結果、落札者がいないため地方自治法施行令第167条第2項第8号の規定により随意契約に至ったもの。
設備工事	尾山台3-27-23	東京都世田谷区鎌田二丁目23番8号	令和8年5月26日～	
	電灯コンセント設備工事、インターホン設備工事、放送設備工事、情報通信設備工事		令和8年9月30日	